

第 2 回 議事録

会議名：第 2 回新型コロナウイルス感染症検会

日時：2020年9月24日（木）17:00～18:30

場所：北野建設本社ビル 8 階

出席者：唐澤座長、河野副座長、土田委員、星野委員、杉山(公)委員、杉山(裕)委員、新津委員、金澤委員、加藤委員、富田オブザーバー、田口オブザーバー、宮田オブザーバー、富井オブザーバー、岩尾専務、芳賀会長補佐、宮沢局員、井澤書記

1. 議題・目的

各団体、業界から様々なガイドラインが出ている中で、協議会としてのコロナウイルスに対するガイドラインを策定する。また、三密をどう減らして行くのか、コロナとどう共存して行くのか、どうスキー業界を盛り上げて行くのか等の議論も進める。第2回でガイドラインの叩き台を提案し、第3回で確定する。

2. 決定事項

- ・ガイドラインを作るにあたって日鋼協、プロスキー協会、旅館協会なりそれぞれの団体の意見、専門性を基本的に尊重する。ガイドラインは数字でがんじがらめにするのではなくあくまでベースとなるようなものにし、細かい部分は各団体が運用する。
- ・お客様に安心安全という気持ちをもっていただくことが大事。また、中途半端なルールを作ることでお客様に不安や不満を持たせるようではいけない。ガイドラインでは前書きとしてスキーはコロナと共存できるとした上で問題があるところに対してガイドラインを示す。スノースポーツ関係者が共通のガイドラインを作ることでお客様に安心して頂く。

3. 議論内容

- ・委員へのアンケート調査によると、レストハウスでの昼食が最もリスクが多いと認識されているようであり、対策が必要ではないか。（岩尾専務）
- ・乗車定員については、各スキー場によって搬器が異なり、一概に数字を設けることはできない。安全対策は秋以降の状況を見て、変更が必要ではないか。（星野委員）
- ・前回、具体的な数字を出さない方が良いという意見があり、それを中心にガイドラインを作成した。（河野副座長）
- ・ウェアや手袋などのお客様の肌に触れるレンタル品についてガイドラインに規定するかどうか。（杉山(裕)委員）
- レンタルの方法は千差万別であるため、協議会としてガイドラインに記載することは難しいのでは。（金澤委員）
- お客様の肌に触れるレンタル品の貸出は最優先で対策を行う必要がある。口と手に関わるものは貸出を行わないことが好ましいのでは。（土田委員）
- 事業者への指示は細かく明記すると自由度が下がってしまう。（金澤委員）
- 本会が何らかの形で発信することでお客様の安心につながる。（杉山(裕)委員）
- 少し明記する形へ。（唐澤座長）
- ・レストランで対面禁止などを規定した場合、家族やグループなどはどのように対応するか。（杉山(裕)委員）
- ・危機管理を擦り合わせておきたい。感染者が出た場合の対応をどのようにとるか。（杉山(公)委員）
- 保健所からの指導に従えばいいのでは。（金澤委員）
- 感染者が発生した場合は、保健所の聞き取りによって個別に判断されている。クラスター認定となった場合は営業停止になる可能性もあるが、濃厚接触者が特定されていれば消毒措置など通常の対応となる。（土田委員）
- ・索道の換気は他の輸送手段よりも行いやすい場合もあり、一律で乗車定員を設ける必要はないのでは。（加藤委員）
- スキー場によって搬器が異なる為、実態に合わせてもらう。（新津委員）
- ・飛沫感染予防に関する道具の名称はネックウォーマーやグローブといった具体的な名称を記載した方が利用者に伝わりやすいのでは。（金澤委員）
- ・スキースクールのトレーン、滑るとき 3m という数字を設けたのはなぜか。（金澤委員）
- 適切な距離という表現へ訂正。（杉山(公)委員）
- ・利用者か事業者かという、誰に向けたガイドラインなのかが曖昧になっている。（宮田オブザーバー）

- 事業者向けにこのようなガイドラインを作成しており、利用者も見てくださいという趣旨。(岩尾専務)
- ・p4「索道従業員に関する対策」という項目はなぜ策道従業員へ限定しているのか。(宮田オブザーバー)
- 対策の一番主要な場所は索道従業員のため、このような表記となった。(岩尾専務)
- 全体の従業員の健康対策に言及したうえで、索道の記載を行うべき。(金澤委員)
- ・索道の乗車人員制限については、解釈に自由度がある表記に置き換えると運用しやすいのでは。(宮田オブザーバー)
 - ・p1「はじめに」において三密とは無縁という表記があるが、無縁とは言い切れないのでは。(田口オブザーバー)
- スキーやスノーボードのスポーツの特性としては無縁という趣旨。(岩尾専務)
- ・スキー場への入場に関する要請や規制を行うのか。(田口オブザーバー)
- スキー場の敷地内へは自由に出入りができ、入場者を管理することは難しいのでは。(金澤委員)
- ・p3 スタッフの健康管理は公認校と限定したのはなぜか(田口オブザーバー)
- 公認・非公認のスクールが存在。協会へ持ち帰り議論を行う。(杉山(公)委員)
- ・ガイドラインの公表方法は。(唐澤座長)
- 各 HP での公表が望ましいのでは。(富田オブザーバー)
- ・どこを経由してこの資料を内閣官房コロナ対策室に申請するのか。(岩尾専務)
- 国土交通省、文部科学省連名で、提出する。(富田オブザーバー、田口オブザーバー)

4. 次回議題

第 3 回において協議会としてのガイドライン作成を完了する。